

令和2年3月13日

山口市議会議長 坂井芳浩様

山口市議会議会改革検討協議会
会長 重見秀和

山口市議会改革に関する検討結果について（答申②）

令和元年11月1日付で議長から諮問のあった山口市議会改革に関する検討事項のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

各会派から提案された議会活動の充実強化のための改革に関する事項のうち議長が必要と認めた事項（28項目）のうち、以下の22項目。

諮問事項1-2 定数と報酬について（議員報酬）

諮問事項3 子育て世代の議員への報酬額の配慮

諮問事項4 議会活動の充実について（交通費支給）

諮問事項5 議員交通費弁償について

諮問事項6 会派による代表質問のあり方（会派とは、代表質問の意義）

諮問事項7 会派制の再考

諮問事項8 市民と議員の意見交換の場づくり（双方向の懇話会や議会モニター制度）

諮問事項9 公聴会

諮問事項10 市民と議会の対話集会

諮問事項11 議会モニター制度

諮問事項 12 施策の充実強化（要望書の提案・提出の促進）

諮問事項 13 陳情の取り扱い

諮問事項 17 一般質問は政策提言に

諮問事項 18 1日1常任委員会の開催

諮問事項 19 常任委員会の見直し（一般質問の廃止等）

諮問事項 20 闊達な自由討議

諮問事項 21・22 委員会補助資料の公開、傍聴者（委員会）への資料提供

諮問事項 23 委員会会議録、ネット中継

諮問事項 24・25・26 政務活動費（支出範囲の拡大、増額、透明化）、政務活動費（領収書等の公開）政務活動費の使用基準確化

2 答申内容等
別紙のとおり

3 その他

・中間答申について

議員定数については、議会改革フォーラムで現時点での案を提案する予定としていますが、提案前に正式に議会全体での共有を図る必要があると考え、これまでの協議でまとまった以下の2項目を中間答申として提出いたします。

なお、議会改革フォーラム開催後、フォーラムで得た有識者や市民の意見を参考にし、最終答申をまとめ提出いたします。

諮問事項 1-1 定数と報酬について（議員定数）【中間答申】

諮問事項 2 議員定数について【中間答申】

・今後の検討事項（2項目）

○諮問事項 14 倫理条例の制定について

○諮問事項 15 議員のメディアリテラシーについて

| | |
|----------|---|
| 諮問事項 1-2 | 定数と報酬について（議員報酬） |
| 提案趣旨等 | <p>本市においては、「議員の定数条例」が制定されていない。1市4町が合併して15年が経過する中で、議員定数や議員報酬のあり方についての議論はなされていない。今後、本市議会の定数条例づくりや議員の報酬についても検討していく必要がある。</p> |
| 答申内容 | <p>報酬については、社会情勢や市政を取り巻く状況等を勘案し、山口市特別職報酬等審議会での審議を経て決定されるものであることから、議会から市長に対し、同審議会の開催を求めるとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | <ul style="list-style-type: none">・参考として、他自治体と比較した本市議会の状況等を添付する。・若者が立候補しやすい環境整備の一つとして、子育て世代議員に対する報酬増額等の配慮を求める意見があったことを申し添える。 |

| | |
|--------|--|
| 諮問事項 3 | 子育て世代の議員への報酬額の配慮 |
| 提案趣旨等 | <p>地方自治法第 203 条の規定により、議員報酬に加え、期末手当と費用弁償については支給することができるが、民間の会社等で支給されている配偶者手当や扶養手当などの各種手当については支給することができない。子育て世代の議員の報酬を増額し、若者が立候補しやすい環境を整備してはどうか。</p> |
| 答申内容 | <p>諮問事項 1 - 2 「定数と報酬について (議員報酬)」への答申に、附帯意見として「若者が立候補しやすい環境整備の一つとして、子育て世代議員に対する報酬増額等の配慮を求める意見があった」旨を添えて答申するという結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|--------|---|
| 諮問事項 4 | 議会活動の充実について（交通費支給） |
| 提案趣旨等 | <p>本市は、南は瀬戸内海を臨み、北は島根県の県境まで、約 1023 平方キロメートルと広大な市域を有している。広大な市域において活動するなかで、本議会や常任委員会、市議会会議規則第 166 条、167 条に定める協議の場、議員派遣等への出席にあたり、移動距離の差が生じている。議員活動の充実を図るため、本議会並びに公務による議員派遣及び議会活動に係る交通費の支給について検討して欲しい。</p> |
| 答申内容 | <p>広大な市域において活動するなかで、移動距離等の差が議員間で生じていることから、全議員がより充実した形で議会活動が行えるよう、交通費としての費用弁償を支給することが望ましいが、最終的な結論については、議員報酬にかかる答申（諮問事項 1 - 2）において開催を要望している「山口市特別職等報酬審議会」の審議結果を受けた後に、費用弁償の支給対象となる他の委員等への影響も考慮しながら、改めて支給の可否を含めた議論を行う必要があるとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議論を行う際、費用弁償の支給額については、市の在勤地内旅費の算定基準（片道 8km 以上、37 円/km）にならうことを 1 つの案として検討する。 |

| | |
|--------|---|
| 諮問事項 5 | 議員交通費弁償について |
| 提案趣旨等 | <p>広域な市域を有する中で多種多様な知見を持つ議員が様々な地域から政策論議を交わすことは誠に意義深いですが、移動手段、移動距離で不公平感がある。ルールをつくり、抜本的に手当支給することで是正すべき。</p> |
| 答申内容 | <p>広大な市域において活動するなかで、移動距離等の差が議員間で生じていることから、全議員がより充実した形で議会活動が行えるよう、交通費としての費用弁償を支給することが望ましいが、最終的な結論については、議員報酬にかかる答申（諮問事項 1 - 2）において開催を要望している「山口市特別職等報酬審議会」の審議結果を受けた後に、費用弁償の支給対象となる他の委員等への影響も考慮しながら、改めて支給の可否を含めた議論を行う必要があるとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議論を行う際、費用弁償の支給額については、市の在勤地内旅費の算定基準（片道 8km 以上、37 円/km）にならうことを 1 つの案として検討する。 |

| | |
|--------|---|
| 諮問事項 6 | 会派による代表質問のあり方（会派とは、日程など） |
| 提案趣旨等 | 改めて、会派制をひく意義を考えたいうえで、その会派の代表質問の意義を考える。 |
| 答申内容 | 代表質問については、山口市議会が会派制を導入している意義をしっかりと確認したうえで、現行の形での代表的質問として継続するという結論に至った。 |
| 附帯意見等 | ・各会派において会派制の意義等を改めて確認し、会派の運営方法等を工夫していく中で、議員の発言力・政策立案能力の向上等につなげていく必要がある。 |

| | |
|--------|---|
| 諮問事項 7 | 会派制の再考 |
| 提案趣旨等 | <p>会派に所属する議員と所属しない議員が混在する中で、会派に所属する議員と所属しない議員の違いが不透明である。</p> <p>会派制を持たない市議会もあることから、会派制について再考してはどうか。</p> |
| 答申内容 | <p>議会活動の充実や議員の資質向上のほか、議員の意見集約や議員への周知など効率的な議会運営が可能となることから、これまで通り会派制を導入することが適当であるとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | <p>・各会派において会派制の意義等を改めて確認し、会派の運営方法等を工夫していく中で、議員の発言力・政策立案能力の向上等につなげていく必要がある。</p> |

| | |
|--------|---|
| 諮問事項 8 | 市民と議員の意見交換の場づくり（双方向の懇話会や議会モニター制度） |
| 提案趣旨等 | <p>山口市議会基本条例第5条「市民への説明責任」及び第7条「市民の議会への参画」の各条文に則り、本市にあった市民と議員との意見交換の場が開催できるよう、双方向の懇談会設置や議会モニター制度などについて、実施方法の検討や具体的な仕組みづくりなどを調査研究してはどうか。</p> |
| 答申内容 | <p>市民に対する責任を果たし、市民の議会に参画する機会の確保に努めるための手段として、以下の3点について山口市議会基本条例第7条の説明※に記載のとおり、広報広聴委員会で具体的に調整することが望ましいとの結論に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民からの実施要請に対する受け皿づくり (2) 議会主体による各種団体・業界との対話集会の実施 (3) 議会モニター制度の実施 <p>※山口市議会基本条例第7条の説明</p> <p>市民の議会への参画機会を確保するため、地方自治法による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会にあっては、地方自治法による参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用することなど、市民の意思を議会活動に反映するよう規定しています。</p> <p>市民の意見を聴取する具体的な方法は、市議会広報広聴委員会で調整します。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|--------|--|
| 諮問事項 9 | 公聴会 |
| 提案趣旨等 | <p>重要政策、重要課題は市民的議論も必要であり、これは市民の関心をも呼び起こす。議会で賛否が分かれるような議案や重要課題については、採決前に公聴会を開催し、市民の意見を聞いてはどうか。</p> |
| 答申内容 | <p>公聴会については、地方自治法第115条の2に定められている制度であり、山口市議会基本条例第7条第2項においても、市民の議会参画の機会を確保するため、積極的な活用を努めるよう定めていることから、いま一度、議員自身が制度の内容、実施手順等を再確認し、必要に応じて積極的に活用していくよう求めるとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|---------|---|
| 諮問事項 10 | 市民と議会の対話集会 |
| 提案趣旨等 | <p>市民の声が議会で政策として提案され、実現されていくことで、市民から議会が信頼されることになる。議会報告会では参加者が固定化され、広く市民の意見が聞けないため、対話集会のような形での実施を検討してはどうか。</p> |
| 答申内容 | <p>市民に対する責任を果たし、市民の議会に参画する機会の確保に努めるための手段として、以下の2点について、山口市議会基本条例第7条の説明に記載のとおり、広報広聴委員会で具体的に調整することが望ましいとの結論に至った。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市民からの実施要請に対する受け皿づくり(2) 議会主体による各種団体・業界との対話集会の実施 |
| 附帯意見等 | |

| | |
|----------|--|
| 諮問事項 1 1 | 議会モニター制度 |
| 提案趣旨等 | <p>議会がより市民に身近になるよう、議会に対する提言などをもらうようなモニター制度を本市議会においても実施してはどうか。</p> |
| 答申内容 | <p>市民に対する責任を果たし、市民の議会に参画する機会の確保に努めるための手段として、議会モニター制度を実施する方向で、山口市議会基本条例第7条の説明に記載のとおり、広報広聴委員会において具体的に制度設計等の調整をすることが望ましいとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|----------|--|
| 諮問事項 1 2 | 施策の充実強化（要望書の提案・提出の促進） |
| 提案趣旨等 | <p>サイレントマジョリティの市民の意見を生かすため、要望書の提案、提出を促進するシステムを作り、それを委員会において、参考人招致等で議論し、施策の充実強化に反映することで、市民志向の施策の充実強化となる。</p> |
| 答申内容 | <p>市民の意見や要望などを市議会に提案できる制度である「請願、陳情、要望」の取り扱いについては、これまで通り、必要に応じて参考人の招致等に、より積極的に取り組んでいくとともに、「請願、陳情、要望」という制度自体をさらに広報することで市民や議員の理解が深まることが期待できることから、その方策について広報広聴委員会で検討することが望ましいとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | <p>・要望については、自由討議を充実させていく取り組みのなかで、自由討議の議題の1つとして取り上げていくことをあわせて提案する。</p> |

| | |
|---------|---|
| 諮問事項 13 | 陳情の取り扱い |
| 提案趣旨等 | <p>陳情、要望については委員会で全く議論されておらず、市民の意見を無視する体制となっている。陳情・要望についても、委員会で取り扱いについて議論し、その内容を提出者に報告すべきではないか。</p> |
| 答申内容 | <p>市民の意見や要望などを市議会に提案できる制度である「請願、陳情、要望」の取り扱いについては、これまでも決められたルールのなかで運用されていることから、これまで通り、必要に応じて参考人の招致等に、より積極的に取り組んでいくとともに、「請願、陳情、要望」という制度自体をさらに広報することで市民や議員の理解が深まることが期待できることから、その方策について広報広聴委員会で検討することが望ましいとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | <p>・要望については、自由討議を充実させていく取り組みのなかで、自由討議の議題の1つとして取り上げていくことを提案する。</p> |

| | |
|---------|--|
| 諮問事項 17 | 一般質問は政策提言に |
| 提案趣旨等 | <p>本会議における一般質問の中には、窓口で聞けばいいような質問が見受けられる。また、執行部の政策発表会のような質問もある。窓口で聞けることは聞いたうえで、政策提案を明確し、一般質問の質の向上を図っていく必要がある。</p> |
| 答申内容 | <p>一般質問を行うにあたっては、質問に至るまでのプロセスを大事にし、各会派において質の向上に向けて取り組んでいくべきとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|---------|--|
| 諮問事項 18 | 1日1常任委員会の開催 |
| 提案趣旨等 | <p>1日1常任委員会の開催とすることで、自分の所属する以外の、全ての委員会に参加することができるようになり、議員の資質向上に寄与する。現在、自分の所属する以外の委員会には、ほとんど参加していない。また、参加したくても、自分の所属する委員会が開催されているため、参加できない。</p> |
| 答申内容 | <p>山口市議会は会派制を導入し、所属議員2名以上を会派としているため、1日に2つの常任委員会が開催されたとしても、会派としては、すべての常任委員会に対応できることから、現行どおりの1日2常任委員会の開催とすることが適当であるとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|---------|---|
| 諮問事項 19 | 常任委員会の見直し（一般質問の廃止等） |
| 提案趣旨等 | <p>本市議会では、本会議での一般質問に加え、常任委員会においても、議案質疑の後に一般質問が行われているため、重点的に議論がなされるべき議案の審議よりも一般質問に重きを置く傾向もみられる。そのため、常任委員会が長時間にわたるほか、執行部側も一般質問への対応のため、膨大な資料を持参し、大人数で対応せざるを得ず負担も大きい。また、それに対応する委員会室も収容人数が多くなければならず、新本庁舎建設にあたり、スペースの問題も生じてくる。常任委員会の運営を見直し、効率的な運営について検討しては。</p> |
| 答申内容 | <p>常任委員会における一般質問については、山口市議会の特徴であり、議案に関する議論を深めていくうえでも必要であると認識していることから、常任委員会における一般質問はこれまでどおり実施することが適当であるとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | <p>常任委員会における一般質問については、議論を深める手段として実施するものではあるが、効率的な委員会審査にも取り組んでいく必要があることから、次の2点を意見として追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問の事前通告等については、これまでどおり、各会派の判断により必要に応じて行う。 ・質問の質も重要であることから、日ごろから議員としての質を高め、効率的な一般質問を行う。 |

| | |
|---------|---|
| 諮問事項 20 | 闊達な自由討議 |
| 提案趣旨等 | <p>自由討議は予算決算委員会だけでなく、議案や議案にはなっていない政策についても、議会の結論の形成過程を市民に見せられるよう、自由討議が活発になる仕組みを検討してはいかがか。</p> |
| 答申内容 | <p>現在、実施している予算決算委員会における自由討議の充実に引き続き取り組んでいくとともに、自由討議を充実させる取り組みとして、各常任委員会でも自由討議を実施し、議案や市民から出された要望を自由討議の議題の1つとして取り上げていくことを提案するという結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|----------------------|--|
| 諮問事項 2 1 諮問事項 2 2 | 委員会補助資料の公開・傍聴者への資料提供 |
| 提案趣旨等 | <p>委員会には傍聴者への資料がない。ホームページへの資料の即時掲載や、各委員会に3部ずつ資料を用意するなど、傍聴者が質疑の進行を理解できるようにしてはどうか。</p> |
| 答申内容 | <p>資料の配布、ホームページの掲載については、執行部との調整も必要なことから、実施時期や実施方法、実施範囲等についての具体的な検討は、議会運営委員会等で執行部も含めて調整することが望ましいとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|----------|---|
| 諮問事項 2 3 | 委員会会議録、ネット中継 |
| 提案趣旨等 | <p>委員会議事録もパソコンで検索できるようにする。 審議内容をユーチューブ等で公開する。</p> |
| 答申内容 | <p>議員においては、平成 31 年 3 月定例会以降の会議録をタブレット端末（内部）で検索できるようになっている。</p> <p>インターネットでの委員会中継と会議録の公開についてはセットで実施すべきと考えるが、現在、委員会会議録は要点記録であり、直ちにインターネット上で公開できる状態ではないことをふまえ、将来に向け、委員会運営の方法や委員会会議録のあり方、資機材の整備、事務局体制等の諸課題について議会運営委員会等で調整していくことが望ましいとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|-------------------------------|---|
| 諮問事項 24 諮問事項 25 諮問事項 26 | 政務活動費（支出範囲の拡大、増額、透明化） 政務活動費（領収書等の公開） 政務活動費の使用基準明確化 |
| 提案趣旨等 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の政務活動費の手引きは、全国で政務調査費不適切支出が問題になったころに作成されたもので、何はともあれ使いにくい。詳細なマニュアル化が必要。改善策として、支出範囲の拡大、増額、透明化の3点を提案。 ・透明性を確保する必要がある。インターネットで公開されているのは収支報告のみあり、領収証等も公開する。 ・政務活動費として支給される費用の使用目的、勘定科目、それぞれの上限を細分化して、あらかじめ示しておくことで透明性も図られる。 ・明確な基準が見えず不透明で、使用者側も判りにくい。現在の科目の詳細まで取り決め、科目ごとの使用可能額を固定する。シンプルにして市民にもわかりやすくする。 |
| 答申内容 | <p>政務活動費は、各議会の主体的・自律的な判断や選択により条例で経費の範囲を定め、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として交付されるものである。</p> <p>政務活動費の支出にあたっては、引き続き、その透明性を確保するとともに、改めて議員自ら政務活動に対する理解を深めていく必要がある。</p> <p>そのうえで、政務活動費の支出に係る判断基準や手続きを定めた「政務活動費の手引き」について、過去の判例等を参考に政務活動のあり方を再確認したうえで、按分の考え方も取り入れながら、見直しを行うべきとの結論に至った。</p> <p>また、政務活動費の額、透明性の確保（領収書の公開）については、当面は現行のままとするが、改正した手引きによる政務活動費の運用状況、支出状況等を勘案し、改めて議論すべきとの結論に至った。</p> |
| 附帯意見等 | |

| | |
|----------|--|
| 諮問事項 1-1 | 定数と報酬について（議員定数）【中間答申】 |
| 提案趣旨等 | <p>本市においては、「議員の定数条例」が制定されていない。1市4町が合併して15年が経過する中で、議員定数や議員報酬のあり方について議論はなされていない。今後、本市議会の定数条例づくりや議員の報酬についても検討していく必要がある。</p> |
| 答申内容 | <p>議員定数条例を制定するにあたり、山口市議会の議員定数については、下記の事由により、34人が適当であるとの結論に至った。</p> <p>なお、協議の過程において、今後の人口減少や財政状況、議会改革という点を考慮すると、32人が適当であるという意見も出されたことを付記する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、都市政策の柱として「広域県央中核都市づくり」と「個性と安心の21地域づくり」の2つを掲げ、山口県央連携都市圏域の各市町、山口都市核と小郡都市核、そして市内21地域がつながり、共に発展するまちづくりを目指している。 ・県都山口として広域的な観点からのまちづくりに加え、1市5町の合併により、広大な市域（1,023平方キロメートル。全国29番目）となった本市において、都市部も農山村も共に発展するまちづくりを進めていくためには、議会としても、合併後の新市の一体感の醸成が十分とは言えない現状をふまえ、多種多様な市民の意見・要望を反映し、住民自治を充実させていく必要がある。こうした状況下において、議会としての機能と役割を果たしていくためには、最低でも現状の4常任委員会・各所属委員8～9人を維持していくことが適当であり、多様性を重視した討議を行うなかで、議案審査や所管事務調査にあたっていく必要がある。 ・本市と人口規模や面積等が類似した近隣の団体と、議員一人当たりの住民数（約5,700人）・面積（約30平方キロメートル）などの数値等で比較しても、議員定数34人は多すぎる数ではない。また、全国的に急速な人口減少が進むなか、現在、本市の人口は約195,000人であり、阿東町が加わった10年前（約197,000人）と比較しても約2,000人の減少にとどまっている。こうしたことを考慮し、現時点において、議員定数を削減することについては慎重に行うことが適当である。 ・以上をふまえ、現時点においては、現行の34人が適当であるとの判断に至った。 |

| | |
|-------|---|
| 附帯意見等 | <ul style="list-style-type: none">・議員定数については、今後の人口動態、財政状況、その他本市議会を取り巻く状況等の変化を注視しながら、引き続き、検討していく必要がある。・議会や議員に求められる役割もさらに多様化し、多岐にわたることが予想されることから、今後も議会改革の取り組みを推進するとともに、議員の資質向上に努めていく必要がある。 |
|-------|---|

| | |
|---------------|--|
| <p>諮問事項 2</p> | <p>議員定数について【中間答申】</p> |
| <p>提案趣旨等</p> | <p>近年の低投票率に加え、人口減少、議会への関心の低さ、議員の職責等多方面から鑑みるに、近似値自治体の多くが議会改革の一環で定数削減に踏み切る中、県都山口も適正な人数において議論を深めるべきである。</p> |
| <p>答申内容</p> | <p>議員定数条例を制定するにあたり、山口市議会の議員定数については、下記の事由により、34人が適当であるとの結論に至った。</p> <p>なお、協議の過程において、今後の人口減少や財政状況、議会改革という点を考慮すると、32人が適当であるという意見も出されたことを付記する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、都市政策の柱として「広域県央中核都市づくり」と「個性と安心の21地域づくり」の2つを掲げ、山口県央連携都市圏域の各市町、山口都市核と小郡都市核、そして市内21地域がつながり、共に発展するまちづくりを目指している。 ・県都山口として広域的な観点からのまちづくりに加え、1市5町の合併により、広大な市域(1,023平方キロメートル。全国29番目)となった本市において、都市部も農山村も共に発展するまちづくりを進めていくためには、議会としても、合併後の新市の一体感の醸成が十分とは言えない現状をふまえ、多種多様な市民の意見・要望を反映し、住民自治を充実させていく必要がある。こうした状況下において、議会としての機能と役割を果たしていくためには、最低でも現状の4常任委員会・各所属委員8～9人を維持していくことが適当であり、多様性を重視した討議を行うなかで、議案審査や所管事務調査にあたっていく必要がある。 ・本市と人口規模や面積等が類似した近隣の団体と、議員一人当たりの住民数(約5,700人)・面積(約30平方キロメートル)などの数値等で比較しても、議員定数34人は多すぎる数ではない。また、全国的に急速な人口減少が進むなか、現在、本市の人口は約195,000人であり、阿東町が加わった10年前(約197,000人)と比較しても約2,000人の減少にとどまっている。こうしたことを考慮し、現時点において、議員定数を削減することについては慎重に行うことが適当である。 ・以上をふまえ、現時点においては、現行の34人が適当であるとの判断に至った。 |

| | |
|-------|---|
| 附帯意見等 | <ul style="list-style-type: none">・ 議員定数については、今後の人口動態、財政状況、その他本市議会を取り巻く状況等の変化を注視しながら、引き続き、検討していく必要がある。・ 議会や議員に求められる役割もさらに多様化し、多岐にわたることが予想されることから、今後も議会改革の取り組みを推進するとともに、議員の資質向上に努めていく必要がある。 |
|-------|---|